令和5年度税制改正要望事項(新設·<u>拡充</u>・延長)

(経済産業省製造産業局自動車課)

項	目 名	エコカ一減税の見直し及び延	長	
税	目	自動車重量税 自動車重量税法全文 自動車重量税法施行令全文 自動車重量税法施行規則全 租税特別措置法第90条の1 自動車重量譲与税法全文 自動車重量譲与税法施行規	文 0~15	
要	見直し 物価高	重量税のエコカー減税について に当たっては、半導体等の供給 の影響でサプライヤーや販売店	合制約の影響で生産・則 ちも含め自動車産業が顧	反売が挽回できず、 厳しい事業環境に置
望	と、カーオーメー	国内市場においても新車価格 ーボンニュートラル実現に向け ーション)を加速させる必要が に入れつつ、ユーザー負担の車	ー自動車分野の GX (グ があることを踏まえ、	リーン・トランスフ 当分の間税率の廃止
Ø		普及拡大を図る。		
内				精査中
容			(制度自体の減収額) 	(一 百万円)
			(改正増減収額)	(一 百万円)

新

設

(1) 政策目的

- ① 令和3年度与党税制改正大綱において、「自動車業界は CASE に代表される 100 年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きの急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の上などの当時に接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などでは、の大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題があるして代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一度とでは、の間でありに代表されるこの大変革に対応できるか否がは単に重要がは、「税制のでは、「人工」を行うしたの経済・雇用を支持を表別では、必要がある」、「大の工工」が、「大学を表別では、「大学を表別では、大学を表別では、「大学を表別では、大学を表別では、大学の対策の対して、「大学を表別では、大学を表別では、大学を表別である。」とされている。
- ② これを踏まえ、自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図るため、半導体等の供給制約の影響で生産・販売が挽回できず、物価高の影響でサプライヤーや販売店も含め自動車産業が厳しい事業環境に置かれ、国内市場においても新車価格への転嫁の動きが顕在化し始めていることを踏まえ、ユーザー負担の軽減等を図る形で、エコカー減税の見直し及び延長を行う。
- ③ 自動車産業として、2050 年カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献し、GX に向けた取組を加速化させることが求められる中で、2030 年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5~7 割(うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2~3 割)とすることを目指す、2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%を実現するという政府目標の達成に向け、環境性能に優れた自動車の普及促進を図る。

(2) 施策の必要性

- ① 令和3年度税制改正において、自動車重量税のエコカー減税については、全体として自動車ユーザーの負担が増えないように配慮しつつ、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、目標年度が到来した令和2年度燃費基準を達成していることを条件に、令和12年度燃費基準の達成度に応じて減免する仕組みに切り替え、その際、2回目車検時の免税対象について電気自動車等やこれらと同等の燃費性能を有するハイブリッド車等に重点化した上で適用期限を延長した。
- ② これまでの税制優遇により、自動車の燃費等は着実に向上したが、2030 年度燃費基準の達成に向けては更なる燃費の向上が必要であり、また、自動車産業として、2050 年カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献し、GX に向けた取組を加速化させることが求められる中で、2030 年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5~7 割(うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2~3 割)とすることを目指す、2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%を実現するという政府目標の達成に向け、不透明な景気情勢にも配慮しつつ、引き続き、環境性能に優れた自動車の普及促進が重要。
- ③ 国内自動車市場はバブル期をピークに縮小しており(1990 年度:780 万台→2021 年度:422 万台)、2014 年度は消費税 8%への引上げの影響により前年度と比べて大きく減少、また、2015 年度も不透明な景気情勢、漸進な円高や軽自動車税の引上げの中、500 万台を割り込むなど引き続き減少が続いた。加えて、2019 年 10 月には消費税が 10%へ引き上げられ、車体課税の需要平準化のための措置は行われたものの、同月は対前年同月比で▲25%と大きく減少。
- ④ さらに、2020年初頭から新型コロナウイルスの感染拡大が起き、特に2020年5月の国内販売は対平年度(2018年度及び2019年度)比で▲43%と大きく落ち込んだ。その後も、世界的な半導体供給不足や断続的な国内外のサプライチェーンリスク(オミクロン株の流行に伴う国内工場の稼働停止、東南アジアや中国上海市のロックダウンに伴う現地工場の稼働停止や物流の停滞)により、対平年度比で2022年5月は▲32%、6月は▲28%、7月は▲23%と大きく減少し、挽回に至らない状態が続いている。

	Ι	
	おい りるにて 自割 ・方の も も も も も も も も も も も も も	をかけるように、円安効果を上回る水準で原材料価格が高騰してライヤーや販売店も含め自動車産業は厳しい事業環境に置かれて影響は、自動車メーカーにおいても企業努力では吸収できない水おり、国内市場においても新車価格への転嫁の動きが顕在化し始業は裾野が広く、関連産業を含めて約550万人(全就業人口の約用を生み出し、自動車製造業の出荷額は主要製造業の約2割(約64)といるなど他産業への生産波及効果も大きい基幹産業。国内販数の低迷は国内の雇用や生産基盤の維持を困難にし、中小企業、含む日本経済全体に大きな影響を与える。加えて、自動車販売台、車体課税や車体販売による消費税収の減少により国及び地方の響を与える。
	政策体系 における 政策目的の 位置付け	1. 経済構造改革の推進
今回の要望(租税特別措置)に関連する事項合理性	政策の標	① 東京 中国

《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自 動車の割合を5~7割とすることを目指す。 (参考) 次世代自動車戦略 2010 (平成 22 年 4 月 12 日) 2030年の乗用車車種別普及目標(政府目標) 次世代自動車 50~70% 30~40% ハイブリッド自動車 電気自動車 20~30% プラグイン・ハイブリッド自動車 燃料電池自動車 ~3% クリーンディーゼル自動車 5~10% 〇新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6 月7日) Ⅲ.新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 4. GX(グリーン・トランスフォーメーション)及び DX(デ ジタル・トランスフォーメーション)への投資 (1) GX への投資 ②具体的な取組例 (自動車) 将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035 年ま でに乗用車の新車販売をいわゆる電動車(電気自動車、燃 料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブ リッド自動車) 100%とする等の目標に向け、購入・インフ ラ整備、蓄電池の国内製造立地推進、中小サプライヤーの 前向きな業態転換等に対する支援を行う。2050年に生産・利用・廃棄を通じたカーボンニュートラルの実現に向け て、技術開発等を通じて多様な選択肢を追求し、我が国の 基幹産業である自動車産業が、引き続き国際競争力を維 持・強化し世界をリードしていけるよう、あらゆる施策を 講じていく。

租税特別措	
置の適用又	
は延長期間	
同上の期間	
中の達成	
目 標	

国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車 市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。

<国内自動車販売台数の推移>

平成 29 年度 520 万台 平成30年度 526 万台

令和元年度 504 万台 令和 2 年度 466 万台

令和3年度 422 万台

政策目標の 達成状況

エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進 みつつあるものの、2030 年までに乗用車の新車販売台数に占め る次世代自動車の割合を 5~7割(うち、電気自動車とプラグイ ンハイブリッド自動車を合わせた割合を 2~3 割) とすることを 目指す、2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%を実現す るという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要が ある。

<新車販売台数に占める電動車の割合>

平成 29 年度 33.1% 平成 30 年度

34.3% 令和元年度 35.0%

			令和 2 年度 37. 2% 令和 3 年度 41. 7%
	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	国内の自動車販売台数は 400~500 万台前後で推移しており、これら自動車ユーザーの負担軽減となる。 <国内自動車販売台数の推移> 平成 29 年度 520 万台 平成 30 年度 526 万台 令和元年度 504 万台 令和 2 年度 466 万台 令和 3 年度 422 万台
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。 <新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合> 平成29年度 83.3% 平成30年度 74.7% 令和元年度 72.6% 令和2年度 62.7% 令和3年度 68.8%
		当該要望項 目以外の税 制上の措置	_
	相 当 性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 一令和4年度予算額:140億円 一電気自動車等の購入者に対し、車両価格の一部を補助 環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性 能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃 料電池自動車等の普及促進を図る。
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	税制改正要望の目的は、自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることに加え、自動車分野のカーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化を図るため、車体課税についてグリーン化を強化するとともに、ユーザー負担の軽減等を通じて、ハイブリッド自動車等を含む環境性能に優れた自動車の普及促進を目的としている。一方で、上記補助金の目的は、環境性能に優れた自動車の中でも特に、従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等について、初期需要を促すために購入補助を行うものである。
		要望の措置の 妥 当 性	令和3年度与党税制改正大綱において、「自動車業界は CASE に代表される 100 年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めてではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めてではない。「税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならな

		い。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきである」、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする」とされており、これを踏まえて要望するものである。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に	租税特別 措 置 の 適用実績	〈新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合〉 平成 29 年度 83.3% 平成 30 年度 74.7% 令和元年度 72.6% 令和 2 年度 62.7% 令和 3 年度 68.8% 〈エコカー減税(自動車重量税(財務省試算))〉 平成 28 年度 ▲730 億円 平成 29 年度 ▲720 億円 平成 30 年度 ▲660 億円 令和元年度 ▲620 億円 令和 2 年度 ▲600 億円 令和 3 年度 ▲510 億円
別措置の適用実	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_
関	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用件数を満たす全ての自動車が対象であるため、特定の者に偏ってはいない。
連する事項	前回要望時 の達成目標	_
項	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	
これまでの 要 望 経 緯		